

I 背景

平成 14 年 1 月の中央環境審議会答申「今後の土壤環境保全対策の在り方について」を踏まえ取りまとめられた土壤汚染対策法案が第 154 回国会において成立し、同年 5 月に公布された。

また、同答申では、今後の課題として、今回の制度の実施に向けてはその円滑な施行が図られるよう、今後、更に、技術的事項として、①対象とする土壤汚染に係る基準のうち、汚染土壤の直接摂取に係る基準の具体的な数値（要措置レベルを基に検討）、②国の定める調査の方法（分析方法を含む）、③リスク低減措置に係る国の技術的基準（当該土地の周辺の地域での地下水の飲用利用の有無等の考慮の考え方等を含む。）、④土地の改変等に伴う新たな環境リスクの発生の防止に係る国の技術的基準、⑤その他について、中央環境審議会において関係する専門家の参加を得て審議する必要があるとされた。

そのため、土壤汚染対策法の公布を受け、同法の施行のために必要な土壤汚染状況調査の方法、指定区域の指定に係る基準、汚染の除去等措置に係る技術的基準等の技術的事項等について、平成 14 年 6 月に中央環境審議会に諮問された。

本専門委員会は、これについて調査審議するため同審議会土壤農薬部会に設置されたものであり、このたび、その結果を以下のとおり取りまとめた。